

令和5年度私立学校運営費補助金配分基準

※下線分：今年度追加・変更部分

(1) 基本事項

算定区分並びに算定区分ごとの配分方法は、次のとおりとする。

ただし、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園については、一般分の補助金算定に含めない（一種免許の保有調整を除く）。

算定区分	配分方法
均等割	各校均等額を配分する。
生徒数割	定員内実員を基準に配分する。
学級数割	学級数を基準に配分する。
教員数割	専任教員数を基準に配分する。
調整割	特別分を別途優先的に配分する。残余の額で必要な調整を行う

(2) 調整割について

各学校の実態・取組状況に応じて配分する。

(A) 一般分

特別分（教育改革推進特別経費）を確定した後の残額について、配分。

高等学校

調整割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材・教具等整備調整 1校当たり5,000千円を限度として配分。 ○ 長期借入金の利息調整 長期借入金の未償還額の借入金利息に応じて、配分。（限度額有り） ○ 生徒納付金調整 前年度の生徒一人当たり納付金を基準に、配分。 ○ 定員を超える生徒収容調整（減額調整） ○ 生徒急減対策調整 減少した生徒数に応じて、配分。 ○ 魅力ある学習指導推進調整 個に応じた多様な教育等の推進を目指して、魅力ある学習指導の工夫改善を図るため配置されている本務教員数に応じて、配分。 ただし、実施対象生徒数は、定員内実員を上限とする。
-----	---

調整割	<p>※魅力ある学習指導例</p> <p>ア 個に応じた教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通科における職業系の類型、コースの開設 ・普通科における多様な教科、科目の開設 ・普通科における外国語、職業系学科における情報処理科目、課題研究等の少人数指導の実施 <p>イ 学校の実情に応じた効果的な教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当（進路指導・教育相談担当等）の充実 ・中途退学対応、外国人子女教育の充実 <p>ウ 新しいタイプの学科等の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際関係学科、外国語関係学科 等 <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科男女必修に伴う教員加配 等 <p>○ 教員の資質向上促進調整</p> <p>教員の資質向上のため、次に該当する研修等への派遣などを行った場合に配分。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特色ある教育活動を展開するための、国、地方公共団体、公益法人（学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。）及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。 ② 地方公共団体又は公益法人が主催する派遣期間が2週間以上の海外研修（財団法人私学研修福祉会の助成を受けたものを除く。）で、当該研修期間のうち3分の1以上の日程が学校等教育関係機関における研修に充てられるもの。 ③ 国、地方公共団体、公益法人及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に係る情報教育を主とした研修。 <p>○ きめ細かな学習指導推進調整</p> <p>個に応じた多様な教育の推進を目指して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るため配置されている本務教員数等に応じて、配分。</p> <p>ただし、実施対象生徒数は、定員内実員を上限とする。</p> <p>※ きめ細かな学習指導例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導やグループ別指導 ・繰り返し指導や習熟の程度に応じた指導 ・ティームティーチングによる指導 ・選択教科や総合的な学習の時間をはじめ、体験的で問題解決的な学習を重視する指導
-----	--

調整割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途退学や不登校等に対する指導 ・ 進路指導の充実等 <p>○ 学校の安全対策推進調整</p> <p>生徒の安全確保及び学校の安全管理の促進のため、学校における設備等の安全対策を行った場合に配分。</p> <p>ただし、補助対象となる経費は1,000千円を上限。</p> <p>※ 安全対策例</p> <p>ア 敷地内への侵入対策設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯監視システム、インターホン等整備 ・ 出入口の立て札、看板の設置 等 <p>イ 安全確保設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報ブザー、防犯ベル等の購入 ・ 防犯用具の整備 等 <p>ウ 建物内への侵入対策設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎出入口の施錠等の補修 ・ 窓ガラス等の防犯性能の向上整備 等 <p>エ 通報システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通報システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備 等 <p>○ スポーツ・文化活動振興調整</p> <p>スポーツや文化活動の振興により、特色づくりを行っている場合、最近1ヶ年間に全国大会、関東大会等で活躍している種目（部）により配分。</p>
-----	---

中学校

調整割	<p>○ 教員の資質向上促進調整</p> <p>高等学校に同じ</p> <p>○ きめ細かな学習指導推進調整</p> <p>高等学校に同じ</p> <p>○ 学校の安全対策推進調整</p> <p>高等学校に同じ</p>
-----	---

小学校

調整割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の資質向上促進調整 高等学校と同じ ○ きめ細かな学習指導推進調整 高等学校と同じ ○ 学校の安全対策推進調整 高等学校と同じ
-----	---

幼稚園

調整割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収容園児数減少調整 定員内で園児収容を行った園で、前年度に比較して5%以上園児が減少している場合に減少園児数を勘案し配分。 ○ 教材・教具等整備調整 1園当たり500千円を限度として配分。 ○ 定員を超える園児収容調整（減額調整） ○ 3歳児就園促進調整 3歳児就園の園児数に応じて、配分。 ○ 教員の資質向上促進調整 教員の資質向上のため、次に該当する研修等への派遣などを行った場合に配分。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特色ある教育活動を展開するための、国、地方公共団体、公益法人（学校法人、国立大学法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。）及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。 ② 地方公共団体又は公益法人が主催する派遣期間が2週間以上の海外研修（財団法人私学研修福祉会の助成を受けたものを除く。）で、当該研修期間のうち3分の1以上の日程が学校等教育関係機関における研修に充てられるもの。 ③ ①、②以外の研修
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害児就園調整 心身障害児（山梨県私立幼稚園等特別支援教育費補助対象外）の就園を推進し、障害児教育の充実を図る場合に配分。 ○ きめ細かな学習指導推進調整 幼稚園全体の協力体制を高め、きめ細かい幼児教育を行うため、複数の教員が協同して保育にあたるティーム保育を実施している場合に配分。 ただし、実施対象園児数は定員内実員を上限とする。 ※ ティーム保育の具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・数名の教員が2学級以上の指導に当たる方法 ・グループ単位での教育 ・複数教員が学級の担任となる。 等 ○ 学校の安全対策推進調整 高等学校に同じ 山梨県防犯対策整備支援事業費補助金の補助を受けている場合は対象外 ○ 一種免許の保有調整 幼稚園教諭の一種免許状保有を促進するため、一種免許を保有する、あるいは一種免許状を修得するため大学等で学修している本務教諭の人数により配分。
--	---

(B) 特別分

次の項目ごとに、算定基礎単位に補助単価を乗じて得た額を配分。

一 教育の質の向上を図る学校支援経費

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位	
イ 次世代を担う人材育成の促進	(1) グローバル人材育成のための英語教育の強化	ネイティブ・スピーカーとして、外国語教育を担当する外国人教員又は外国語を担当する教員の職務を助ける外国人職員(以下「外国人教員等」という。山梨県私立学校外国語指導助手活用事業費補助金の対象外となる者を除く。)を雇用している小学校、中学校又は高等学校であること。 ○『ネイティブ・スピーカー』 外国人(日本の国籍を有しない者をいう。出入国管理及び難民認定法第2条)であって、当該外国人が国籍を有する国において通常使用されている言語である外国語の教育を担当する者をいう。 ○『当該教員の職務を助ける職員』 外国語の教授を担当する教員の職務を助ける職員。いわゆる「外国語指導助手」をいう。 ○ 教員、職員とも非常勤を含む。	次のいずれの要件も満たすこと。 ①教科担任の他に、専門性に特化した外部講師(ネイティブ・スピーカー等)を活用する等、教育の質の充実に資する取組であること。	小学校 中学校 高等学校	外国人教員等数
	(2) 国際交流の推進	グローバル化に対応するため、以下の取り組みなどにより、国際交流を推進していること。 ・ 外国への修学旅行の実施 ・ 学校訪問を伴う外国からの教育旅行の受入れ ・ 生徒の留学や外国への研修旅行の支援 ・ 英語以外の外国語の開設	②原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。 ③ロからの取組に係るものは除く。	小学校 中学校 高等学校	取組数
	(3) 数理・データサイエンス・AI教育等の推進	児童生徒の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成するための取組を実施していること。		小学校 中学校 高等学校	取組数
	(4) 幼稚園における外国語・異文化に触れる機会の提供	専門性に特化した外部講師等を活用し、園児に対する外国語教育や外国の遊び等を実施し、異文化に触れる体験、機会を提供していること。		幼稚園	取組数

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ロ ICT教育環境の整備推進	(1) 情報通信技術活用支援員(ICT支援員)の配置	取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①情報通信技術活用支援員の配置の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の活用実績があること。 ②ICTを活用した教育環境の構築の場合は、次のうち2つ以上取り組むこと。 ・ 児童生徒が授業で使用する、ICT教育設備の保守・管理の外部委託またはICT教育設備のリース契約(1人1台端末の整備を除く) ・ フィルタリングソフトやMDM(Mobile Device Management)等の管理ツールの導入 ・ 校務支援システムの導入 ・ 全ての教職員(休業中の者を除く)の半数以上を対象としたICTリテラシー研修等の実施(年2回以上開催) ③児童生徒1人1台端末の整備を目的とした端末のリース契約であること。	高等学校 中学校 小学校	取組数
	(2) ICTを活用した教育環境の構築	・ ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等を担うICT支援員を配置していること。 ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に図られていること。		

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ハ 教育相談体制の整備	<p>・生徒指導に関連して、公益財団法人臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者又は国若しくは地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を終了した者等を専ら生徒へのカウンセリングを担当する教職員として配置している小学校、中学校又は高等学校であること。</p> <p>○『財団法人臨床心理士資格認定協会』 ○『国若しくは地方公共団体が主催する専門的な研修』の例 ・生徒指導、教育相談講座(中央、都道府県) ・登校拒否研修講座</p> <p>○『生徒指導及び教育相談に専門的な研修をした者等』の『等』の例 ・精神科医、心理学等担当の大学教官</p> <p>○教職員には非常勤を含む。</p> <p>・いじめや暴力行為、不登校、児童虐待、ヤングケアラー等の課題解決を図るため、次の者をスクールソーシャルワーカーとして配置していること。</p> <p>○社会福祉士の資格を有する者 ○精神保健福祉士の資格を有する者 ○福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者 ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ・教職員等への研修活動</p>	<p>次のいずれの要件も満たすこと。 ①有資格者(公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など)を活用した取組であること。 ②契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月2回以上の活用実績があること。</p>	<p>高等学校 中学校 小学校</p>	<p>取組数</p>
	<p>(1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用</p>			
	<p>(2) 不登校の生徒等の教育機会についての支援</p> <p>不登校生徒等に対する教育機会の確保のための取組を行っていること。 ・ICTを活用した自宅における教育機会の拡大、通信教育の方法を用いた自宅における教育機会の拡大など ・自宅訪問による指導や、郵送による教材の提出・添削は対象とするが、電話によるやりとりのみは対象としない。</p>			

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	(1) 多様な職業体験	福祉施設での介護実習、インターンシップの実施	高等学校 中学校	取組数
	(2) 自然体験活動	自然体験活動を行っている学校であること	高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数
	(3) 保育体験	幼稚園や保育所等における高校生の保育体験学習を積極的に推進している私立の高等学校、若しくは保育体験学習を行う高校生や中学生を積極的に受け入れている幼稚園等であること	高等学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数
	(4) ボランティア活動	ボランティア活動を行っている学校であること	高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数
	(5) 伝統文化に関する活動の体験・習得	<p>・舞台芸術鑑賞や文化芸術活動への参加 ・伝統文化に関する活動の体験・習得</p> <p>伝統芸能鑑賞、狂言・人形浄瑠璃鑑賞会、陶芸実習、伝統文化に対する体験学習、地域の伝統文化の体験、三味線実習、芸術鑑賞、和太鼓実習、茶道体験 等</p>	高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数
	(6) 栄養教諭の活用など食に関する指導の充実	<p>・栄養教諭の活用など食に関する指導の充実</p> <p>食に関する講演会、栄養教諭による食育授業、栄養教諭による講義や郷土料理の調理実習、郷土料理を積極的に取り入れるなど、食育の実施の目的とする学校給食の実施</p>	高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ホ 安全確保の推進	(1) スクールバスにおける警備員(ガードマン)等の人員配置	スクールバスに警備員(ガードマン)を同乗させている又は、バス停に警備員を配置していること。	高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼保連携型認定こども園	取組数
	(2) 登下校時における交通安全指導員等の人員配置進	登下校時間帯に、通学路に交通安全指導員を配置していること。		
	(3) 児童生徒への講習会(防犯、防災、交通安全等)の実施	外部講師による防犯、防災、交通安全等に関する児童生徒への講習会を実施していること。		
	(4) 地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施	地域住民や地域関連機関と合同で防犯訓練を実施していること。 「子供110番の家」への駆け込み訓練の実施、警察と連携した防犯教室の実施等		

項目	内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ヘ 特別支援教育に係る活動の充実	<p>学校に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」等を作成の上、以下の取り組みを行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育専門家チームなどの外部の専門的・実践的な知識を有する人材から助言を得たり、または講師を招いての研修の開催あるいは外部研修に参加していること。 ・特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等を購入し、それを活用していること。 	<p>取組内容に応じて、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校の取組は除く。</p> <p>①助言や研修の場合は、原則として、全ての教職員を対象に年2回以上の取組があること。</p> <p>②支援体制の構築の場合は、契約期間中、原則として、児童生徒等による毎月1回以上の活用実績があること。</p> <p>③教材等の活用の場合は、原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること。</p>	<p>小学校 中学校 高等学校 ※但し、特別支援学級を置く小中学校を除く。</p>	取組数

項目		内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
ト 外部人材活用等の推進	(1) 教員の負担軽減を図るための多様な専門的・支援的スタッフ、退職教員、経験豊かな社会人等の外部人材の活用	<p>実務経験や専門的知識を有する社会人を教職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条の2又は第4条第3項及び第6項に基づき、積極的に活用したり、民間人や退職教員等を授業の補助等を行う非常勤職員として積極的に活用したりしている小学校、中学校又は高等学校であること。</p> <p>『特別非常勤講師制度』及び『特別免許状制度』により採用された者をいわゆる『社会人講師』という。</p> <p>○ 特別非常勤講師制度により採用された者(教育職員免許法第3条第2項但し書き)。 教員は、教職員免許法により授与される免許状を有する者でなければならないこととされているが、この免許状主義の特例として、英会話等の教科の領域の一部又はクラブ活動を担任する非常勤講師については、都道府県教育委員会へあらかじめ届け出を行うことにより、免許状を有しない者を充てることができる。(1年以内)。</p> <p>○ 特別免許状制度により採用された者(教育職員免許法第4条第3項及び第6項)。 特別免許状は、学校教育の多様化への対応とその活性化を図ることを狙いとして、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人等について、免許状の授与資格を得るのに必要な所定の教科・教職に関する科目の単位を修得していない者であっても、免許状を授与して教諭に任用することを可能とするもの(5年以上10年以内の期間で、授与した都道府県内で有効)。</p> <p>○ 学校法人が雇用したもの 教育免許の有無は問わないが、教員の職務を支援・補助するにふさわしい資質・能力を有し、教員が行う教科指導等を支援・補助する職務に従事する特別免許状制度により採用された者(教育職員免許法第4条第3項及び第6項)。</p>	<p>次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>①追加的な人材の配置により、教員の働き方改革や学校活動の改善を図るものであること。</p> <p>②契約期間中、原則として、毎週1回以上の活用実績があること。</p> <p>③イからへの取組に係るものは除く。</p>	<p>小学校 中学校 高等学校</p>	取組数
	(2) 教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員	<p>教員の業務負担の軽減(新型コロナウイルス感染症対策を含む)を図るために、次の取組を支援する外部人材(教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)、学習指導員、部活動指導員)の追加配置をしていること。</p> <p><教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)> ・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配付準備 ・採点業務の補助 ・来客対応や電話対応 ・学校行事や式典等の準備補助 ・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業 ・新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動(消毒作業を含む。)や児童生徒の健康観察の取りまとめ作業 等</p> <p><学習指導員> ・ティームティーチング指導 ・家庭学習の準備・チェック実施等の学級担任補助 ・放課後や長期休業期間、土曜日等を活用した補習 ・習熟度別学習 ・特別な配慮が必要な生徒児童への支援 等</p> <p><部活動指導員> ・中学校、高等学校における部活動に係る以下の事項に従事 ※実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等</p>			教員業務支援員等人数

項目		内容	補助要件	対象校種	算定基礎単位
チ 授業目的公衆送信補償金制度の活用	授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する補助	授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金を支払っていること。	<p>授業の課程における資料のインターネット送信について、文化庁長官の指定管理団体に支払うことで、教育の現場において、個別の許諾を要することなく、必要な限度で、原則として様々な著作物を円滑に利用する取組であること。</p>	<p>高等学校 中学校 小学校 幼稚園</p>	対象幼児児童生徒数

二 子育て支援推進経費（預かり保育推進事業）

項目	内容	対象校種	算定基礎単位
子育て支援推進経費			
1 預かり保育推進事業	<p>幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する幼稚園であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>開園日の4/5以上の日数</u>預かり保育を<u>開設し</u>、1日2時間以上継続的に実施している幼稚園に限る。 ○ 1日平均の預かり保育担当者数とは、4、5、6、7、9、10、11月のそれぞれの月における預かり保育担当者の従事時間数の合計を算出、合計しそれをそれぞれの月における預かり保育実施時間数を合計した数で除した数とする。 ○ 1日平均の預かり保育対象園児数とは、4、5、6、7、9、10、11月のそれぞれの月における1日当たりの預かり保育対象園児数を算出、合計しそれを7で除した数とする。 ○ 各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 	幼稚園	預かり保育対象園児数 預かり保育担当者数
2 長期休業日預かり保育推進事業	<p>幼稚園の休業日において園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する幼稚園であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「長期休業日預かり保育」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月の休業日において1日2時間以上継続的に実施し、かつ10日以上預かり保育を実施している幼稚園に限る。 ・ 1日の預かり保育担当者数とは、8月の休業日預かり保育を実施した預かり保育担当者の従事時間数の合計を算出、合計し、それを8月の休業日預かり保育実施時間数の合計で除した数とする。 ・ 1日平均の預かり保育対象園児数とは、8月の休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育対象園児数を算出したものとする。 ・ 各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 	幼稚園	預かり保育対象園児数 預かり保育担当者数

3 休業日預かり保育推進事業	<p>○「休業日預かり保育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育を休業日において1日2時間以上継続的に実施し、かつ19日以上休業日預かり保育を実施している幼稚園に限る。 ・休業日とは園則に定める幼稚園の休園日をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均の預かり保育担当者数とは、4, 5, 6, 7, 9, 10, 11月のそれぞれの月における休業日預かり保育担当者の従事時間数の合計を算出、合計しそれをそれぞれの月における休業日預かり保育実施時間数を合計した数で除した数とする。 ・1日平均の預かり保育対象園児数とは、4, 5, 6, 7, 9, 10, 11月のそれぞれの月における休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育対象園児数を算出、合計しそれを7で除した数とする。 ・各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 	幼稚園	預かり保育対象園児数 預かり保育担当者数
----------------	---	-----	-------------------------

(注) 教育の質の向上を図る学校支援経費に係る幼保連携型認定こども園における補助対象について

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園の場合は下記の表のとおり。

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
旧接続型	○	○	—
旧並列型	○	—	—

- ② 平成27年4月1日以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園の場合：1号認定子ども

三 子育て支援推進経費(幼稚園の子育て支援活動の推進)

項目	内容	対象校種	算定基礎単位
幼稚園の子育て支援活動の推進	<p>施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する幼稚園等であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広く地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業 ○ 幼児教育に関する各種講座の開催 ○ 保護者に対する教育相談事業 等 	幼稚園・幼保連携型認定こども園	当該幼稚園・施設数

※ 地域子育て拠点事業を市町村から受託している、又は補助を受けている私立幼稚園等は、補助対象外とする。

四 その他

項目	内容	対象校種	算定基礎単位
財務状況の改善支援	<p>経営の改善に向けた計画を策定し、取組を実行していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に向けた計画は、改善目標及びそれを実行する期間等その実現可能性について、当該学校関係者でない第三者である専門家等による事前の評価を受けていること。 ・補助対象とするのは、最初に補助金を交付することとなった計画のみとし、2回目以降の計画は対象外とする。 ・経営改善に向けた計画は、山梨県内の学校に対する計画とし、法人本部や県外の学校に対する計画は対象外とする。 ・複数の校種又は学校（園）を経営する法人にあっては、経営計画は学校（園）毎に作成すること。 ・新規に計画を策定した場合を対象とし、既存の計画については対象外とする。 	<p>高等学校 中学校 小学校 幼稚園・幼 保連携型認 定こども園</p>	学校数
項目	内容	対象校種	算定基礎単位
学校活性化・個性化推進経費			
1 転入学生等の受け入れ促進			
(1) 転入学生の受け入れ	<p>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条第1項の規定に基づき、保護者の転勤等により転入学を当該年度内に許可された生徒(以下「転入学生」という。)が在学している高等学校であること。</p> <p>○『保護者の転勤等により』 保護者の転勤など保護者の事情による転居を理由とする場合又はいじめなどの登校拒否による場合をいう。</p>	高等学校	転入学生数
(2) 編入学生の受け入れ	<p>学校教育法施行規則第60条の規定に基づき編入学を当該年度に許可された生徒(帰国子女及び中国残留邦人等子女を除く。)(以下「編入学生」という。)が在学している高等学校であること。</p> <p>○『編入学』の対象となる者 高等専門学校、特殊教育諸学校などの在学者又はかつて高等学校又は中等教育学校(後期課程)に在籍していて相当単位を修得している者</p>	高等学校	編入学生数